

令和8年度鳥取県内中小企業等の採用総合サポート及び専門家個別伴走支援業務  
プロポーザル実施要領

1 委託業務の仕様

(1) 業務の目的

本県における深刻な人手不足の解消に向けて、県内中小企業等に対し、採用活動や定着の取組の改善に係る適切な助言を行うとともに、専門家による個別伴走支援を行うことにより、採用力強化・定着促進を図り、良質な雇用の創出につなげることを目的とする。

(2) 業務の内容

ア 採用総合サポート窓口

相談を希望する企業等（以下「支援先企業等」という。）に対し、採用活動や定着の取組の改善に係る適切な助言を行うとともに、国や県、関係機関が実施する支援策を当該企業等の抱える課題に応じてコーディネートし、支援策の活用につなげる。

(ア) 相談申込

a 申込期間

令和8年6月下旬から令和9年3月5日まで

b 申込方法

ウェブサイト上で相談申込フォームを作成する。相談申込フォームは、次の例をもとに発注者と協議の上、内容を決定すること。

<相談申込フォームの内容の例>

- ・企業情報（企業名、所在地、連絡先、業種、従業員数など）
- ・採用活動の実績（新卒採用・中途採用人数、離職率、定着率など）
- ・採用広報の状況
- ・採用活動の実施状況（インターンシップ、試験の実施、内定者のフォローなど）
- ・今後の採用計画（新卒採用・中途採用の募集予定など）
- ・採用担当者の配置状況
- ・人事・福利厚生（新卒者の初任給、年間休日、各種休暇制度など）
- ・入社後の配属先（採用者の希望反映状況など）
- ・その他採用活動・定着の取組について課題と感じていることや改善したいことなど

(イ) 支援先企業等数・目標数

支援先企業等数の上限は設けないものとし、業務期間中、80社に対する支援を目標とする。

(ウ) 相談対応者

企業等の採用活動・定着の取組等へのコンサルティングに係る実務経験を通算3年以上有する者であること。

また、相談対応に支障が生じないような人数での体制を構築すること。

(エ) 相談対応方法

受注者が提供するウェブ会議ツールを用いて相談対応することを原則とし、必要に応じて電話や電子メールを活用すること。

(オ) 相談対応内容

a 支援対象企業等の確認

支援先企業等について、発注者が別途定める実施要領に規定する支援対象企業等であることを確認する。

b 課題の明確化

相談申込フォーム及び発注者が別途公開する人材採用力簡易診断サイトによる診断結果（診断を受けた企業等のみ）の内容に基づき、支援先企業等に自社の採用活動や職場環境等について聞き取り、当該企業等が抱える人材採用・定着に係る課題を明らかにする。

- c 課題解決に向けた助言・支援コーディネート  
聞き取りで明らかになった支援先企業等が抱える課題について、改善・解決に向けた助言を行う。

また、支援先企業等の抱える課題解決に向けて、専門家による個別伴走支援や国・県・関係機関が実施する適切な支援策をコーディネートし、支援策の活用につなげる。

<支援策の例>

- ・国・県・その他関係機関が開催するセミナーの受講
- ・採用選考・離職防止に有効なツールの活用
- ・社会保険労務士による就業規則等整備支援 など

イ 専門家による個別伴走支援

専門家による支援が必要と判断した企業等に対して、課題に応じた専門家を選定し、個別伴走支援により、人材採用力の強化・定着促進を図る。

(ア) 支援対象企業等

受注者が採用総合サポート窓口で専門家による個別伴走支援が必要と判断し、支援を受けることを希望した企業等

※令和9年1月22日までにア（ア）の相談申込を行った企業等を支援対象とする。

(イ) 専門家

a 要件

経営コンサルタントやキャリアコンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士などの資格を有しており、かつ企業等の採用活動・定着の取組等へのコンサルティングに係る実務経験を通算3年以上有する者

b 人数

1社につき1名配置すること。複数名による個別伴走支援が必要な場合は、発注者と受注者が協議し、決定する。

(ウ) 支援実施期間

ア（ア）aの申込受付開始日から令和9年3月12日まで

(エ) 支援先企業等数

25社を上限とする。上限を超える企業等に支援を行う場合は、発注者と受注者が協議し、決定する。

(オ) 支援実施回数

1社につき3回までとする。

(カ) 支援時間

1回につき1時間から2時間までを目安とする。

(キ) 支援実施方法

初回は原則対面で実施することとし、残りの回は受注者が提供するウェブ会議ツールを用いてオンラインで実施する。ただし、支援先企業等がすべてオンラインでの支援を希望する場合は、発注者と受注者が協議の上、すべてオンラインで行うことができる。

(ク) 支援内容

専門家は、支援先企業等に対して、採用活動や定着の取組に係るヒアリングを行うとともに、支援先企業等の抱える課題に応じて支援の到達目標の設定を行い、伴走支援を行う。

<個別伴走支援の例>

- ・採用広報資料・HPの作成支援
- ・採用面接の改善指導
- ・新入社員の定着プログラムの作成
- ・改善に有効なツールの活用提案 など

ウ 周知広報

発注者が作成する本業務を含めた県の支援策の広報物（チラシ、電子メール）に係る原稿の確認や素材の提供など、発注者が実施する周知広報に対して協力すること。

## エ 進捗報告

### (ア) 相談対応結果の報告

#### a 報告期限

各月の業務完了後、相談対応報告書を作成し、翌月の10日までに発注者に提出すること。なお、3月分の報告は、令和9年3月19日までに報告すること。

#### b 報告内容

- ・支援先企業等情報（企業名、連絡先など）
- ・相談対応日時
- ・相談対応方法（ウェブ会議ツール、電話、電子メールなど）
- ・支援先企業等が抱える課題
- ・相談に対する助言の内容
- ・助言による効果（改善結果、採用活動・定着の取組につなげる道筋など）
- ・コーディネートした支援策
- ・専門家による個別伴走支援の必要性の有無 など

### (イ) 専門家による個別伴走支援結果の報告

#### a 報告頻度

各回の支援完了後、各回の支援報告書を作成し、支援日から10日後又は令和9年3月19日までのいずれか早い日までに発注者に電子メールで提出すること。

#### b 報告内容

- ・支援先企業等情報（企業名、代表者職・氏名、連絡先など）
- ・支援を行った専門家（氏名、経歴、保有資格など）
- ・支援実施日時、支援時間数
- ・実施方法（対面又はオンライン）
- ・支援内容
- ・設定した到達目標
- ・今後の方針

#### c その他

支援報告書の内容は、支援先企業等と共有する。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

### (4) 予算額

金19,030,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (5) その他

本件業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

## 2 提案の募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とし、この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施要領等を令和8年4月17日（金）から同年5月25日（月）までの間インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

### (1) 交付期間及び時間

令和8年4月17日（金）から同年5月25日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

### (2) 交付場所

8の（1）の場所

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の監査・コンサルティングに登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年4月21日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより8の(2)の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに8の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (4) 本件調達の公告日から企画提案書等（以下「提案書」という。）の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

#### 4 参加申込書等の提出

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年5月18日（月）午後5時までに、様式第1号「参加申込書」、様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書」及び様式第3号「個人情報管理に係る申告書」（以下「参加申込書等」という。）を電子メールにより8の(1)の場所に提出すること。
- (2) 参加資格の確認結果は、令和8年5月20日（水）までに参加申込書等の提出者に通知する。  
なお、結果に疑義がある場合は、同月21日（木）までに8の(1)の問合せ先に対して説明を要求することができる。
- (3) 鳥取県は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、令和8年5月22日（金）までに回答する。

#### 5 質問の受付

提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和8年4月28日（火）午後5時までに8の(1)に示す問合せ先に対し行うこと。

なお、質問の手段については、電子メールによること。

また、質問のあった事項については、回答状況をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)で同年5月8日（金）までに逐次公開する。

#### 6 提案書の提出

##### (1) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

##### (2) 提出期間

令和8年4月17日（金）から同年5月25日（月）までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送による場合は、同年5月25日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

##### (3) 提出部数

7に示す書類各4部（正本1部、写し3部）

##### (4) その他留意事項

- ア 提出された提案書は返却しないものとする。
- イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定による公文書の開示の対象になる（同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。）ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

## 7 提出書類

- (1) 企画提案書（A4サイズ）
- (2) 会社概要（会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可）
- (3) 見積書  
宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とし、経費の明細を算出した上でその経費（内訳を含む）を記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。  
なお、1の（4）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。
- (4) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類（様式任意、A4サイズ5枚以下）

## 8 書類の提出先及び問合せ先

- (1) 本プロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課  
電話 0857-26-8477  
電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

## 9 選考

- (1) 提出された提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受託者選定等審査会（令和8年度鳥取県内中小企業等の採用総合サポート及び専門家個別伴走支援業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会の審査員は、別添「令和8年度鳥取県内中小企業等の採用総合サポート及び専門家個別伴走支援業務プロポーザルに係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、提案書の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。
- (3) 審査は書面及びプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの実施については提案者に別途通知する。なお、提案者に対しては、必要に応じて、追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。
- (4) 本プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、提案書の内容にかかわらず失格とする。
- (5) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 10 契約

- (1) 契約の締結  
9の（2）により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書（明細書含む。）を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。  
なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 委託料上限額

本件業務に要する費用の額には上限額（以下「委託料の上限額」という。）を設け、委託料の確定額は、委託料の上限額と本件業務の実績額とのいずれか低い額とする。

(3) 契約保証金

受託者は、契約保証金として本件業務に係る委託料上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.1 本プロポーザルのスケジュール

令和8年4月17日（金）プロポーザル公募開始

4月21日（火）競争入札参加資格者名簿登載申請期限

4月28日（火）質問事項の締切

\* 質問内容の回答状況は5月8日（金）までにウェブページで公開する。

5月18日（月）参加申込の締切

5月25日（月）提案書の提出期限

6月上旬 プレゼンテーション

6月上旬 審査結果の通知及び契約締結

1.2 その他

(1) 提案書の無効

3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。